

株式交換に関する事後開示書面

2020年4月1日

株式会社トリドールホールディングス

株式会社アクティブソース

2020年4月1日

東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号
株式会社トリドールホールディングス
代表取締役社長 栗田 貴也

東京都品川区小山三丁目 24 番 10 号
株式会社アクティブソース
代表取締役社長 池本 圭

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく
事後備置書面)

株式会社トリドールホールディングス（以下「トリドール」といいます。）及び株式会社アクティブソース（以下「アクティブソース」といいます。）は、2020年2月26日付にて両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、トリドールを株式交換完全親会社、アクティブソースを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

これに伴い、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条の規定に従い、本日から2020年9月30日まで、次に掲げる事項を開示いたします。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2020 年 4 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本株式交換の差止請求）
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
アクティブソースは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 3 月 10 日にアクテ

ィブソースの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるトリドールの商号及び住所を通知しました。なお、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式の買取請求を行ったアクティブソースの株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本株式交換の差止請求）

該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換による株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、トリドールに移転したアクティブソースの株式の数は普通株式 39 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) トリドールは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したトリドールの株主はおりませんでした。

- (2) アクティブソースは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2020 年 3 月 31 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) トリドールは、本株式交換に際して、本株式交換によりトリドールがアクティブソー

スの発行済株式（ただし、トリドールが保有するアクティブソースの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のアクティブソースの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、トリドールを除きます。）に対し、その所有するアクティブソースの普通株式1株につきトリドールの普通株式4,854株の割合をもって割当交付いたしました。なお、トリドールが割当交付した普通株式の合計は189,306株です。

(4) 本株式交換により、トリドールの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。

(5) トリドールは、本株式交換の効力発生日である2020年4月1日の基準時の直前時をもって普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。

以 上